

本巢市もとす暮らし応援補助金交付要綱

令和2年3月27日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内への転入及び定住を促進し、人口減少対策を図ることを目的とし、市内に居住するために住宅を取得した者に対し、必要な助成措置を講ずることについて、本巢市補助金等交付規則（平成16年本巢市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する個人住宅及び併用住宅とし、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えているものをいう。ただし、相続、贈与、その他取得対価を伴わない事由により取得した住宅は含まない。
- (2) 個人住宅 自己が所有し居住の用に供する住宅をいう。
- (3) 併用住宅 自己が所有し居住の用に供する住宅の他に店舗、事務所及び賃貸住宅の部分のある住宅であって、延べ床面積の2分の1以上が自己の居住の用に供されているものをいう。
- (4) 住宅の所有者 令和7年1月1日以後に住宅を新築又は購入した者で、市の固定資産課税台帳に所有者として登録されたものをいう。
- (5) 転入世帯 住宅の所有者が市外から定住の意思をもって、令和6年4月1日（以下「基準日」という。）以後に市に転入した世帯をいう。
- (6) 転入世帯員 市外から定住の意思をもって、補助金申請年度の2年度前における4月1日以後に市に転入し、申請日現在、市の住民基本台帳に登録されている者をいう。ただし、基準日以後に市に転入した者に限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅の所有者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。ただし、本巢市三世同居・近居住宅支援補助金の交付を受けている者及び移転補償、損害賠償等を受け住宅を新築又は購入した者を除く。

- (1) 市内に定住する意思を持ち、当該住宅を自己の生活の本拠として居住し、当該居住地を住所と定め、市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 居住地等の自治会に加入している者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類、交付要件、補助金額等は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、同表に掲げる加算額は商品券により交付することができるものとする。

2 別表第1に掲げる額は、同一の住宅に対して1回に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金申請年度の6月末（末日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに本巢市もとす暮らし応援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び誓約書兼同意書（様式第2号）に別表第2に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、令和8年度に限り、9月30日を申請の期限とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、本巢市もとす暮らし応援補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による書類の審査及び現地調査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、本巢市もとす暮らし応援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付決定及び額の確定を受けた者は、本巢市もとす暮らし応援補助金請求書（様式第5号）により、市長に請求しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(2) 市長が補助金の返還を相当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、前項各号のいずれかに該当する者で、やむを得ない特別の事由があると市長が認める場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(委任)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(本巢市移住定住補助金交付要綱の廃止)

2 本巢市移住定住補助金交付要綱（平成24年本巢市告示第28号）は、廃止する。

(廃止前の要綱に係る経過措置)

3 令和2年3月31日までに、前項の規定による廃止前の本巢市移住定住補助金交付要綱（以下「廃止前の要綱」という。）第4条に規定する補助対象者に該当することとなった者については、廃止前の要綱の規定（第5条第2項及び第3項を除く。）は、なお従前の例による。

(失効)

4 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和3年告示第80号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第24号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年告示第10号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（前項本文に規定する施行の日をいう。）前に改正前の第6条の規定により交付決定をした補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

| | | | | | |
|-------|-------------|------------------------------|-----------------------|-------------|---|
| 住宅の取得 | もとす暮らし応援補助金 | 住宅の所有者が当該住宅に初めて固定資産税を賦課された場合 | 当該住宅の固定資産税課税標準額の20分の1 | 限度額 30万円 | 転入世帯における転入世帯員のうち、転入時に18歳未満の者に対し、1人につき10万円を加算する。 ただし、加算額の対象者は、以下の条件をいずれも満たした者に限る。 ・加算額の対象者が、申請時に、補助対象者と生計を一にし、当該住宅に同居していること。 ・加算額の対象者が、本市の出産祝金（別に定める条例又は要綱に基づ |
|-------|-------------|------------------------------|-----------------------|-------------|---|

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|----------------------------|
| | | | | | くものをいう。)の支給対象者となつたことがないこと。 |
|--|--|--|--|--|----------------------------|

備考 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

別表第2 (第5条関係)

| 区分 | 当初交付申請時添付書類 |
|-----|--|
| 申請者 | 1 生計を一にし、かつ、同居している者全員の住民票の写し(続柄の記載されたもの) 2 固定資産税の納税通知書の写し 3 市税等の完納証明 |